

答申第 302 号

平成 18 年 3 月 27 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 10 月 11 日付けで諮問された県立学校等教員（4 名）の懲戒処分に係る文書一部非公開の件（諮問第 239 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

新聞報道された特定の教員の懲戒処分に係る文書の非公開部分のうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、新聞報道された特定の教員（以下「本件教員」という。）の懲戒処分に係る文書（以下「本件行政文書」という。）を、平成14年9月6日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件行政文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第4号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。

ウ 被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに、一律に判断すべきではない。

エ 神奈川県教職員（以下「教職員」という。）による不祥事や事件が多発しているが、これは教職員のサービスに対する自覚の著しい欠如によるもので、学校内外で発生した教職員による不祥事や事件はすべて公開されるリスクを負っていることを、教職員に認識させる必要がある。

オ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきであ

る。

### 3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

本件行政文書の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次表のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
女性に対する不祥事に係る懲戒処分に関する文書（以下「不祥事文書」という。）	(1)本件教員の氏名、印影、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号その他の本件教員が特定される事項 (2)本件教員の教員免許状の専門科目及び取得年月日 (3)本件教員の年齢及び家族構成 (4)本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動 (5)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 (6)本件教員の前任校に関する事項 (7)本件教員の自認書、現在の心境及び非違行為を認める文書 (8)本件教員の被害者あて書簡 (9)本件教員の私生活及び性格に関する事項 (10)被害者の氏名、印影及び住所 (11)被害者の職業及び年齢 (12)事故の発生時刻及び発生場所を特定する事項 (13)示談の状況、和解契約書及び損害賠償金の振込明細票 (14)警察署及び地方検察庁の名称 (15)弁護士の名、印影、住所、電話番号及びファックス番号 (16)弁護士の意見書の内容 (17)嘆願者を提出した教員等の氏名、住所、所属校、ファックス番号、電話番号、印影その他の嘆願者が特定される事項（以下「嘆願書氏名等」という。） (18)校長等の本件教員に対する評価
交通事故（2件）に係る懲戒処分に関する文書（以下「交通事故文書」という。）	(1)本件教員の氏名、印影、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号その他の本件教員が特定される事項 (2)本件教員の教員免許状の種類（当該学校の勤務に必要な免許状の種類を除く。）専門科目及び取得年月日 (3)本件教員の年齢及び実家の所在地 (4)本件教員が担任する学年及び組並びに本件教員が分掌する校務 (5)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 (6)本件教員の前任校に関する事項 (7)本件教員の運転免許取得年月日及び運転歴 (8)本件教員の自家用車の車種及び排気量 (9)本件教員の反省文及び本件教員の事故に関する心境 (10)本件教員の事故報告及び本件教員の事故経過に関する説明 (11)本件教員の過去の飲酒運転に関する事項 (12)本件教員の過去の交通事故歴及び交通違反歴

<p>交通事故文書 (続 き)</p>	<p>(13)被害者の氏名及び住所 (14)被害者の職業、年齢、男女内訳及び被害状況 (15)被害者の親族情報及び親族の本件教員への対応 (16)交通事故証明書及び運転記録証明書 (17)診断書 (18)本件教員に対する警察本部長の行政処分の内容 (19)校長等の本件教員に対する評価</p>
<p>体罰に係る懲戒処分に関する文書 (以下「体罰文書」という。)</p>	<p>(1)本件教員の氏名、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、身長、体重、職員番号その他の本件教員が特定される事項 (2)本件教員の年齢 (3)本件教員が担任し、又は担当する学年及び組並びに本件教員が分掌する校務 (4)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 (5)本件教員の前任校に関する事項 (6)被害生徒の氏名、組、生年月日その他の被害生徒が特定される事項 (7)被害生徒の保護者の氏名 (8)体罰を目撃した生徒の氏名、組及び部活動 (9)体罰を目撃した教員の氏名 (10)体罰の発生場所 (11)本件教員が顧問を務める部活動が特定される事項 (12)本件教員が顧問を務める部活動の部員数 (13)本件教員の体罰に対する見解、心境等 (14)本件教員の体罰歴 (15)被害生徒の体罰に対する見解 (16)被害生徒の性格、学校生活及び部活動に対する姿勢等に関する部分 (17)保護者の体罰に対する見解 (18)部活動についての保護者の見解 (19)校長等の本件教員に対する評価</p>
<p>人事考査委員会の審査結果及び人事上の措置に関する文書 (以下「審査文書」という。)</p>	<p>(1)不祥事文書、交通事故文書及び体罰文書の本件非公開情報の欄に記載された情報 (2)示談の状況 (3)本件教員に対する警察本部長の行政処分の内容 (4)本件教員に対する刑事処分の内容 (5)本件教員の過去の交通事故歴等 (6)人事考査委員会・審査会結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部 (7)人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部並びに過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報(以下(6)及び(7)を「処分基準事項」と総称する。)</p>

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件非公開情報(処分基準事項を除く。)は、非違行為を行った本件教員の氏名、年齢、住所、生年月日、担当及び教科のほか、本件教員や被害者が特定される事項など、個人に関する情報であって、特定の

個人が識別され、又は識別され得るものである。本件教員の直筆の文書については、筆跡から特定の個人が識別され得る場合もある。

また、本件行政文書は懲戒処分に関する文書であり、本件非公開情報が公開された場合、本件教員の非違行為が明らかになるとともに、当該非違行為の被害者に関する情報までも明らかになるなど、他人に知られたくない個人に関する情報が公になってしまい、個人の権利利益を害することとなる。したがって、特定の個人を識別することはできないとしても、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる情報がある。

したがって、本件非公開情報（処分基準事項を除く。）は、条例第5条第1号本文に該当する。

#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件非公開情報は、法令又は条例の規定により閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められる情報又は人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア又はエに該当しない。

また、本件行政文書は懲戒処分に関する文書であり、本件非公開情報は、職員の身分の取扱いに関する情報であるため、同号ただし書ウに該当しない。

さらに、非違行為を行った教員が特定され又は識別される情報が公開された場合、今後の学校運営、教育活動等を継続していく上で支障が生じることが予想され、慣行として公にすることが予定されている情報とはいえないため、本件非公開情報は、同号ただし書イにも該当しない。

なお、懲戒免職となった事案についても、既に免職という社会的制裁を受け、現在は、一私人として生活しているという状況を踏まえた場合、慣行として公にすることが予定されている情報とまでは認められないため、本件非公開情報のうち懲戒免職となった事案に関する情報も、同号ただし書イに該当しない。

#### (3) 条例第5条第4号該当性について

処分基準事項は、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報である。

したがって、処分基準事項を公開することは、今後、反復継続される教育委員会が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれが認められるので、条例第5条第4号に該当する。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連す

るために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

(ウ) 条例第5条第1号本文に該当する情報

a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(a) 本件教員の氏名、印影、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、身長、体重、職員番号その他の本件教員が特定される事項

(b) 本件教員の教員免許状の種類(当該学校の勤務に必要な免許状の種類を除く。)、専門科目及び取得年月日

(c) 被害者の氏名、印影及び住所

(d) 和解契約書に記載された損害賠償金額及び損害賠償金の振込明細票

(e) 嘆願書を提出した教員等の氏名、住所、所属校、ファックス番号、電話番号、印影その他の嘆願者が特定される事項

(f) 本件教員の自家用車の車種

(g) 被害生徒の氏名、生年月日その他の被害生徒が特定される事項

(h) 被害生徒の保護者の氏名

(i) 体罰を目撃した生徒の氏名及び部活動

(j) 体罰を目撃した教員の氏名

b 当審査会が調査したところ、県立学校では、所属する教職員の氏名、担当教科、校務分掌等が記載された学校要覧を作成しており、同要覧は誰でも閲覧及び写しの入手が可能であることが認められる。本件行政文書については、既に学校名が公開されており、氏名等を非公開としたとしても、本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、学校要覧に記載された情報と照合することにより、

特定の個人が推測できることから、同号本文に該当すると判断する。

- ( a ) 本件教員が担任し、又は担当する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動
- ( b ) 本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項
- c 本件教員の前任校に関する事項は、学校要覧等と照合することにより、本件教員が識別され得る情報であり、同号本文に該当すると判断する。
- d 体罰の発生場所及び本件教員が顧問を務める部活動が特定される事項は、これを公開することにより、本件教員が特定の部活動の顧問を務めていることが明らかとなり、学校要覧に記載された情報と照合することにより、本件教員が識別され得ることから、同号本文に該当すると判断する。
- e 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものであるため、当該情報を公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、同号本文に該当すると判断する。
  - ( a ) 本件教員が心情を吐露した部分及び自己責任に関して述べた部分
  - ( b ) 本件教員の被害者あて書簡
  - ( c ) 本件教員の性格に関する事項
  - ( d ) 校長等の本件教員に対する評価
  - ( e ) 本件教員の反省文
  - ( f ) 診断書
  - ( g ) 被害生徒、保護者等が心情を吐露した部分
  - ( h ) 被害生徒の性格、学校生活及び部活動に対する姿勢等に関する部分
- f 不服申立人は被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに、一律に判断すべきではないと主張しているが、条例第5条



第1号本文に該当するかどうかは、被害者の意思に左右されるものではないので、この不服申立人の主張は、前記a及びeの判断に影響を与えるものではない。

(エ) 条例第5条第1号本文に該当しない情報

a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

(a) 本件教員の年齢、家族構成及び実家の所在地

(b) 被害者の職業、年齢、男女内訳及び被害状況

(c) 事故の発生時刻及び発生場所を特定する事項

(d) 和解契約書のうち、本件教員の氏名、被害者の氏名、印影及び住所並びに損害賠償金額を除いた部分

(e) 警察署及び地方検察庁の名称

(f) 本件教員の運転免許取得年月日及び運転歴

(g) 被害者の親族に関する情報及び親族の本件教員への対応

(h) 被害生徒及び体罰を目撃した生徒の組

(i) 交通事故証明書のうち、郵便番号、住所、電話番号、氏名、生年月日、車両番号、証明書番号及び証明番号を除いた部分

(j) 運転記録証明書のうち、郵便番号、住所、氏名、生年月日、免許証番号及び整理番号を除いた部分

(k) 本件教員が顧問を務める部活動の部員数

b 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人を識別することはできないものの、本件教員の趣味や個人的な事情が分かる情報ではあるが、心情の吐露とは異なり、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報とは認められないので、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められず、同号本文に該当しないと判断する。

(a) 本件教員の私生活に関する事項

(b) 本件教員の自家用車の排気量

(c) 本件教員の過去の飲酒運転に関する事項

- ( d ) 本件教員の過去の交通事故歴及び交通違反歴
  - c 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められず、また、これを公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがあるものとは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。
    - ( a ) 本件教員の自認書に記載された事実に関する情報
    - ( b ) 示談の状況
    - ( c ) 弁護士の意見書の内容
    - ( d ) 本件教員の事故報告及び本件教員の事故経過に関する説明
    - ( e ) 本件教員に対する警察本部長の行政処分の内容
    - ( f ) 本件教員の体罰歴
    - ( g ) 部活動についての保護者の見解
    - ( h ) 本件教員に対する刑事処分の内容
    - ( i ) 本件教員の過去の交通事故歴等
  - d 弁護士の氏名、印影、住所、電話番号及びファックス番号は、当該弁護士が本件教員の代理人であり、事業を営む個人の当該事業に関して記載された情報であることから、同号本文に該当しないと判断する。
  - e 実施機関は、本件教員の直筆の文書については、筆跡から特定の個人が識別され得る場合もあると説明している。しかし、筆跡から特定の個人を識別するためには、本件教員の所属する学校の教員すべての直筆の文書について筆跡鑑定を行う必要があることを考えると、本件教員の直筆の文書は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえないので、前記ア(ウ)で本文に該当すると判断した情報を除き、同号本文に該当しないと判断する。
- イ 条例第5条第1号ただし書該当性について
- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
  - (イ) 前記ア(ウ)に掲げる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等

が認められている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イには該当しないと判断する。

b 嘆願書氏名等のうち、教員が特定される事項は、本件教員に対する嘆願書を提出した者が特定される事項であって、公務員の職務の遂行に関して記載された情報とはいえないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、当該情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

また、嘆願書氏名等のうち、教員以外の者が特定される事項は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

c 体罰を目撃した教員の氏名は、公立学校の部活動の顧問としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。

d 前記ア(ウ)に掲げるその余の情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 不祥事文書に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、当該不祥事が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウ

に該当しないと判断する。

b 交通事故文書に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、当該交通事故が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

c 教員の体罰は、学校教育法第 11 条で禁止されている非違行為であるが、教員による指導の過程でなされていることから、公務員の職務の遂行に関する行為であり、当該行為に関する情報は、当該職務遂行の内容に係る情報に該当すると解される。

したがって、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務めている部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当すると判断する。

d 前記ア（ウ）に掲げるその余の情報については、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

### （ 3 ） 条例第 5 条第 4 号該当性について

ア 実施機関は、審査文書のうち、処分基準事項については、内部的な審査の基準が推測される情報であることから、今後、反復継続される教育委員会が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれが認められる、と説明している。

イ 本件行政文書に記載された処分のうち、地方公務員法上の懲戒処分にまで至らない人事上の措置は、県立高等学校教員の服務違反等の行為に対して、その行為の内容等から地方公務員法に基づく懲戒処分に至らないと判断した場合に、服務の適正を期するため、服務監督権に基づく事実上の行為として制裁的実質を伴わない限りにおいて許されているもので、服務監督権者による監督権の行使の一態様と考えられていることから、人事上の措置を講ずるか否かの判断に当たっては服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

また、地方公務員法上の懲戒処分についても、地方公務員法第 29 条に懲戒処分をすることができる場合が列挙されているが、列挙された 4 種類の懲戒処分のうち、どの処分が相当であるかの判断に当たっては服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

したがって、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、以下において、処分基準事項が内部的な審査の基準が推測される情報といえるかどうかについて検討する。

- (ア) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部並びに人事考査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部（以下「処分程度等」と総称する。）については、校長、教頭及び教職員に対して人事上の措置を実施すべきであると判断した理由が記載されていることから、処分程度等は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。
  - (イ) 人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報については、事務局が処分案の作成に当たり、検討した内容として、処分の原因となった事実、懲戒処分等を実施すべきであると判断する理由及び処分案が記載されている。同欄の記載内容は、検討過程における詳細かつ具体的なものであり、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準及び懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。
  - (ウ) 過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報については、項目名を含めて、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。
- ウ 以上のことから、処分基準事項は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。

( 4 ) 条例第 6 条第 2 項該当性について

ア 条例第 6 条第 2 項は、「公開請求に係る行政文書に前条第 1 号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。

イ 体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、前記（ 2 ）ア（ウ）bにおいて判断したように、本件教員が識別される情報であると認められる。

また、体罰を目撃した教員の氏名は、公開すると、学校要覧に記載された情報と照合することにより、当該教員が顧問を務める部活動が明らかとなることから、本件教員が顧問を務める部活動も明らかとなり、体罰を目撃した教員の氏名は、前述したとおり、本件教員が識別される情報であると認められる。

したがって、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動、本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項並びに体罰を目撃した教員の氏名から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第 6 条第 2 項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動、本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項並びに体罰を目撃した教員の氏名は、非公開とすることが妥当である。

( 5 ) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2（ 2 ）エ及びオの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

	公開部分
不祥事文書	(1) 本件教員の年齢及び家族構成 (2) 本件教員の自認書に記載された事実に関する情報 (3) 本件教員の私生活に関する事項 (4) 被害者の職業及び年齢 (5) 事故の発生時刻及び発生場所を特定する事項 (6) 示談の状況 (7) 和解契約書のうち、本件教員の氏名、被害者の氏名、印影及び住所並びに損害賠償金額を除いた部分 (8) 警察署及び地方検察庁の名称 (9) 弁護士の名、印影、住所、電話番号及びファックス番号 (10) 弁護士意見書の内容
交通事故文書	(1) 本件教員の年齢及び実家の所在地 (2) 本件教員の運転免許取得年月日及び運転歴 (3) 本件教員の自家用車の排気量 (4) 本件教員の事故報告及び本件教員の事故経過に関する説明 (5) 本件教員の過去の飲酒運転に関する事項 (6) 本件教員の過去の交通事故歴及び交通違反歴 (7) 被害者の職業、年齢、男女内訳及び被害状況 (8) 被害者の親族情報及び親族の本件教員への対応 (9) 交通事故証明書のうち、郵便番号、住所、電話番号、氏名、生年月日、車両番号、証明書番号及び証明番号を除いた部分 (10) 運転記録証明書のうち、郵便番号、住所、氏名、生年月日、免許証番号及び整理番号を除いた部分 (11) 本件教員に対する警察本部長の行政処分の内容
体罰文書	(1) 本件教員の年齢 (2) 被害生徒の組 (3) 体罰を目撃した生徒の組 (4) 本件教員が顧問を務める部活動の部員数 (5) 本件教員の体罰歴 (6) 部活動についての保護者の見解
審査文書	(1) 不祥事文書、交通事故文書及び体罰文書の公開部分の欄に記載された情報 (2) 示談の状況 (3) 本件教員に対する警察本部長の行政処分の内容 (4) 本件教員に対する刑事処分の内容 (5) 本件教員の過去の交通事故歴等



## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 10 月 16 日	諮問書を受理
11 月 6 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 25 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 27 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 8 月 31 日	指名委員により実施機関から口頭による説明を聴取
9 月 8 日 (第 50 回部会)	審議
10 月 17 日 (第 51 回部会)	審議
11 月 7 日 (第 52 回部会)	審議
平成 18 年 2 月 22 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
3 月 22 日 (第 56 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	部 会 員 会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成18年3月27日現在)(五十音順)